



月報

4

全年協

(47.4.15 No.64 VOL 6)

◆目次◆

| | |
|---------------------------------|----|
| 3月の行事一覧表 | 1 |
| ◇ 蔬菜部会〔缶詰全国大会 全缶協要望事項〕 | 2 |
| ◇ 蔬菜部会「アスパラガス缶詰」 | 5 |
| ◇ 缶詰全国大会 | 9 |
| ◇ 規格部会 | 18 |
| ◇ 果実部会 | 21 |
| ◇ (第1回) 缶詰表示問題対策連絡協議会 | 25 |
| ◇ (第2回) 缶詰表示問題連絡協議会 | 28 |
| ◇ (第3回) 缶詰表示問題連絡協議会 | 31 |
| ◇ 果実かん詰「使用上の注意」表示の文言について | 37 |
| ◇ '72東京缶詰フェア一下打合会 | 38 |
| ◇ 「冷凍原料を使用したパインアップル缶詰について」日缶協文書 | 39 |
| ◇ 食品衛生法改正(案)の要旨 | 41 |
| [缶詰共同宣言] | 47 |
| [関係団体報知] | 48 |
| [会員消息] | 49 |
| [事務局報知] | 55 |

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (278) 9278・9289番

3月の行事一覧表

| 行 事 | 月 日 | 時 間 | 場 所 | 出 席 |
|--------------------------------|-------|---------------|----------------|--------------------------|
| (第1回)缶詰表示問題 対策連絡協議会 | 3月 1日 | 13.30～16.40 時 | 製缶協会 | 全缶協6名 関係団体 |
| 規 格 部 会 | 3月 6日 | | 北洋商事㈱ | |
| 蔬 菜 部 会 | 3月 6日 | | " | |
| 統一伝票普及説明会 | 3月10日 | 13.30～15.30 時 | 日缶協 | 武衛、太田両 指導員 メーカー対象 |
| (第2回) 缶詰表示問題 対策連絡協議会 | 3月14日 | 10.00～12.30 時 | " | 全缶協4名 関係団体 |
| 日 缶 協 顧 問 会 | 3月14日 | 14.00～16.30 時 | " | 浅井会長 |
| 簡 缶 詰 全 国 大 会 | 3月17日 | | 熊本市セン ターホール | 野田副会長 大橋蔬菜部会 長 他出席 |
| (第3回) 缶詰表示問題 対策連絡協議会 | 3月23日 | 14.00～17.00 時 | 北洋商事㈱ | 全缶協5名 関係団体 |
| 果 実 部 会 | 3月24日 | 11.00～12.30 時 | " | |
| 蔬 菜 部 会 | 3月24日 | 13.30～15.30 時 | " | |
| 「中小企業庁の標準シ ステム化開発計画」 説明会 | 3月24日 | 15.30～17.00 時 | " | |
| '72 東京缶詰フェア 下打合会 | 3月30日 | 14.30～17.00 時 | 日缶協 | 中山副会長 北田専務理事 |

4月の行事予定

| | | | | |
|----------------------|-------|---------------|----------------|--|
| '72 東京缶詰フェア 実行委員会 | 4月 5日 | 15.00～17.00 時 | 日 缶 協 | |
| 理 事 会 | 4月25日 | 10.30～12.30 時 | 鉄道会館 ルビーホール | |

蔬 菜 部 会

日 時 昭和47年3月8日 13.00～15.00時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

議 題 ① 新物筍缶詰に関する情報交換の件

② 筍缶詰全国大会に関する意見統一の件

③ そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は筍缶詰の市況、在庫状況について各地区の情報交換を行ない筍缶詰全国大会に全缶協として要望するための見解をまとめた。

[東部 地区]

ここ数年かなり流通の形態が変ってきており、北海道、東北でも余り上物を欲しがらなくなつた。一般問屋の販売意欲が低下し当用買いになつてきている。

在庫については東日本は西日本より少ないのである。その理由は売れたということではなく積極的にやらなかつたためであり、品種別ではキズ、オレ、1号缶が多い。

1次店の手持ちはあまりないが、パッカーやパッカーに近い問屋筋が多く、在庫しており、あと2次店クラスが手持ちしている。市況は出来秋から相場の上下がなく1月にはばつたりと荷動きがとまつた。日本の筍缶詰を扱うと損をし、一方台湾産は昨年、一昨年と持つていれば上昇し、よい商材となつておらず、既に台湾を中心とした輸入物が定着し、日本の物ということを余りいわざ引合いは多様化している。学校給食などは台湾産に変つている。扱う方も台湾はサイズもなく、値が一本で商売もしやすく在庫管理

もやりやすい。いまでは台湾産がなくなつたので仕方がなく日本の物をさがすといつた従来とは逆の傾向が出てきており、そのへんを筍大会で考えてもらう必要があろう。

[中部 地区]

手持ちをしないというやり方をしているので1次店の手持ちはあまりない。ことしはほとんど引合いがないのでパッカーが在庫していると思う。

昨年の原料価格はキロ平均50円前後（一昨年80～85円）であつた。全缶協は原料を高く買つてはだめだということを強調してパッカーに協力を求めてきたが、生産が終ると熊本、福岡がとんでもない高い価格を発表し、こんなことを毎年繰り返している。筍大会で業界全体で協力してやつていこうという姿勢が守られず反省しなければならない。

日本のものは先に行つて値下りすることが多いが台湾産は逆に値上りしている。為替の差益により下がらなければいけないので50～70円値上りしている。

需給関係で売れるからそういうことになるが、これは注目すべき店である。

[西部 地区]

46年の筍生産は300～320万本と推定している。関西は暖冬による野菜の暴落で筍缶も250～350円位値下りしている。末端における筍缶詰の販売ウエイトが八百屋からスーパーに変つてきた。スーパーでは真空包装にして小売しているが値下げをした玉が非常に活発に動いている。

[筏缶詰全国大会に全缶協要望事項]

全缶詰蔬菜部会として次のような見解となり、パッカーに要望していくことに

なつた。

缶詰の荷動きは秋野菜が安く出回り 11月頃から鈍化し、暖冬によつてそれに拍車がかけられた。新物缶については気候、雨量ともに順調で作柄は良好と予想される。また旧物の市中在庫が 70万本ある。従つて本年はあわてずに慎重な生産をしてもらいたい。輸入缶をさらに認識してもらいたい。

台湾は円の切り上げによつて従来 1,800 円で買つたものが 1,500 円で買えることになり農家が非常に採算がよいというところから意欲を持つて手入れもし、増産傾向にある。日本は特惠関税で 25% 課税しているがこれが普通関税のみの 15% にでもなればますます台湾産が有利となつてくる。

また取り扱う方もせいぜいサイズは L M S の 1、2 級程度であり日本のものに比べて非常に簡単であり、管理しやすい。

日本の缶詰は今後こうした規格簡素化の問題を併せ取りあげ JAS の改正を考えて行くべきである。ともかく国内の缶詰も 480 万本とよく売れるようになつた。しかし扱う方は儲からずよい商材ではない。これは生産者にも大いに反省してもらいたい。

2月末に京都ではしりの缶が出て皮つき 100g 300 円で高級料理屋が買つていたがこの値段に比べると缶詰は 4 号缶 280g 小売 200 円位 2 号缶 500g 小売 300 円位の価格となり、缶詰は安い。しかも中味は全部食べられる。もう少し缶詰を PR する必要がある。つくりつぱなし、売りつぱなしでアフターケアをしていない。この点も考えてもらいたい。

消費の動向としては 3 級大物を中心になりつつあり、今後もこういう消費傾向が続くとなれば安いから売れる台湾物の価格に日本のものも合わすか、あまり差のない価格にしなければならない。従つてパッカーは 1,500 円程度を目安におかなければ時勢に遅れよう。また 1、2 号缶に L を詰めないこと。今年は 18L 缶にモトなどは詰めるべきでない。これは良いものと同じコストがかかり結局高くつくので売れ残ることになるとの意見であつた。

蔬 菜 部 会

日 時 昭和 47 年 3 月 24 日 13:30 ~ 15:30 時

場 所 北洋商事㈱ 7 階会議室

議 題 1. 昭和 47 年 箱缶詰全国大会経過報告の件

2. 本年度アスパラ缶詰に関する件

1) 現在の市況について

2) 本年度の見通し

3. そ の 他

※ 部会討議の概要

まず大橋部会長から箱缶詰全国大会の経過報告があり、次いで中心議題であるアスパラガス缶詰に関して慎重な協議を行なつた。

☆

☆

☆

1. 在庫状況

アスパラガス缶詰の生産数量はストークスのみで 45 年は 89 万 8 千缶で 46 年は 76 万缶の推定で前年に比べ 14 万缶以上減産したにも拘わらず現在かなりの在庫があり、価格も下押し、2 次マークの見切り品も出て来ている。こうした状況で現在生産数量の 3 割以上が残り、台湾ものを含め少くとも 25 万缶～ 30 万缶は在庫されているが、この原因は価格が高過ぎたためとの見解であつた。

2. アスパラガス缶詰の価格について

在庫はホワイトよりもグリーンの方が多く残つており、ことしはホワイト

とグリーンの価格差を昨年以上の開きをつけないと消化は困難であり、グリーンから引きが来るようになることが望ましく、その価格差は2割以上が望まれた。一方ホワイトも在庫され昨年の価格より1割程度の安値にしなければとの意見もあつた。

3. 台湾産アスパラガス缶詰の状況について

台湾産アスパラガス缶は国内産に比し価格に大きな開きがあり、すでに消費も定着し、かつ年々品質の向上が図られ安定した商品となつてきた。特に台湾産と国内のグリーンが競合している。業務用は台湾物で十分間に合ひ、ジュース缶はともかく4号缶が定着してきた。台湾はことし3月20日から共販制となる3月20日以降の手持は共販在庫となりそれ以前のメーカー手持ちを捌くため現在大分オファーが来ている。日本向けには16万缶ということで2万缶を最低にエージェントをとる。従つて8社という計算になるが例えば1社で16万缶を申し込めば1社で満杯となるわけで、16万缶という数字が最低であと申し込みによつて増加するといふことが十分考えられる。この申込期限は3月20日迄となつてゐる。台湾のアスパラガス缶詰は4/4換算で400万缶の生産計画であるが、能力的には500万缶位ある。ことしはドイツが250万缶、アメリカ20万缶、日本16万缶、カナダ7万缶、オーストラリア6万缶、シンガポール・マレーシア2万5千、香港、その他ということでエージェントにもオファーを出している。日本向けよりもアメリカ、カナダのエージェントの資格が低く、1万5千缶あればよいとしており、台湾の考えは生産シーズン前に全量販売してしまいたいということである。価格については5%値上げを要求しており、西独はその価格をのんでしまつたので日本も5%うわのせはやむを得ない情勢である。

仮に5%値上げとなるとFOB 4号缶=7ドル35、250缶=5ドル40これを日本円に換算すると4号缶=130円、250缶=92~3円、これ

に運賃等が加わりこれより2~3円高くなるが、日本品に比べなお大巾に安値である。

4. 原料問題について

最近の傾向として原料規格が雑となり、1等品に2等品が混つてきているとの声も聞かれ、原料購入に当つて規格を厳守することによつて例えば220円のものが実質的に200円、190円にもなるのでパッカーは規格に関していま一層の注意が必要であるとの見解であつた。



以上1.2.3.4の事項について事務局で文案をまとめ、要望書をパッカー団体およびその(写)をアスパラガス缶詰の製造パッカーに提出することになつた。
(届先は昨年のアスパラガス缶詰の要望書提出先と同じ)

5. アスパラガス缶詰の塗装の問題について

北田専務理事から次のような説明を行なつた。

「現在アスパラガス缶詰については製缶会社で塗装缶の研究を行なつてあり、技術的な問題はない」とされ、ことし4万%あまりを試販したいとの話がもたらされたが、この塗装缶は果実缶詰にも波及する心配もあるということからたち消えとなり、東京での開缶研究会も中止となつた。」との説明あり。
全缶協としてもあらかじめ内部的に褪色の状態、味の点等研究しておく必要があり、今後新缶でパックされた製品を全缶協で開缶してみる必要があるという見解もあつた。

アスパラガス缶詰に関する要望書

3月24日の蔬菜部会において協議した内容について3月28日付部発第254号、大橋蔬菜部会長名をもつてアスパラガス関係の団体に、本紙を、またパッカーにはその(写)を送付した。

アスパラガス缶詰についてお願ひの件

拝啓 ますますご隆昌にてお慶び申しあげます。

さて、新物アスパラガス缶詰の製造はすでに準備段階を迎各方面的関心もようやく高まつて参りましたが、弊協会では3月24日蔬菜部会を開催し、アスパラガス缶詰の在庫状況、新物の見通し、輸入状況等につき協議致しましたところ、47年度は例年になく一段と市況が厳しくなる情勢下に置かれるものと判断され、特に新物の製造に当つては慎重に対処される必要があると存じます。

つきましてはここに在庫量、輸入状況をお伝えするとともに全缶協側の卒直なる要望を申しあげますので、どうかアスパラ産業将来のためにも格段のご協力を賜わりますようお願い致します。

敬 具

記

1. 昨年は減産したにも拘わらず現在のところ台湾ものを含め少くとも25万函～30万函は在庫されており国内生産および輸入の全体量からみて意外に高いウエイトの在庫量である。
2. ホワイトとグリーンとの価格差は昨年以上の開きをつけないと消化は困難であるとの意見であり、本年はその価格差を2割程度の価格差にする必要がある。
3. 台湾アスパラガス缶の輸出は共販制が敷かれ去る20日に締切たと

いわれるが、29社にのぼる日本商社からの申込みがあり、その合計は68万缶に達している。こうした動向からみても本年度は昨年以上に輸入に拍車がかけられるものと予想される。

4. 台湾アスパラガス缶は国内産に比し価格に大きな開きがあり、すでに消費も定着し、かつ年々品質の向上が図られ安定した商品となつてきている。
5. こうした情況のもとに国内産のホワイトも厳しい環境下におかれていますが、本年度は昨年の価格より1割程度の安値が望まれるところである。
6. なお最近の傾向として原料規格が難となつてきているとの声も聞かれており、原料購入に当つての規格に関してはいま一層の注意が望ましい。

以上

[本状の届先]

(団 体) 日本農産缶詰工業組合アスパラ部会、北海道アスパラガス協会、日本アスパラガス缶詰協議会

(写) 北海製缶㈱〔東京・小樽〕、日本缶詰協会、クレードル興農㈱〔東京・札幌〕、日本アスパラガス㈱、デイシー食品工業㈱、北海道あけぼの食品㈱、北海道食糧缶詰㈱、北幸商事㈱、洞爺食品㈱、仁丹食品㈱〔東京・北海道〕、ラーグ食品㈱、岩手缶詰㈱、清水食品㈱、新海アスパラガス㈱、岐阜県缶詰㈱、全缶協蔬菜部会員

筍缶詰全国大会開催

日 時 昭和47年3月17日

場 所 熊本市センターホテル
主 催 (社)日本缶詰協会
協 賛 日本農産缶詰工業組合
全国缶詰問屋協会
九州缶詰製造協議会



昭和47年度筍缶詰全国大会は各地の関係業者220名が熊本センターホールに参集し午後1時45分、日本缶詰協会隅野専務理事司会のもと、盛大に開催された。

まず筍缶詰委員会の委員長志村尚穂氏が大会々長として挨拶に立ちJAS受検等を中心に昨年度の反省と今後の抱負を述べたあと、九州農政局経済課長が、特惠関税の問題、円切上げの問題などをはじめとし、需給構造の変化は極めてまぐるしいものがあり、今後はそういう中にあつて企業の体质改善を図ることが必要で、中小企業の自力を培い国際競争力にうち勝たなければならないことを力説。

熊本県知事の代理として松本県果樹園芸局長が竹林造成の促進について、また九州缶詰製造協議会の立場から深堀清二氏が生・販両者の緊密なる連繋が特に筍缶詰産業には必要であることを強調し、つづいて全国缶詰問屋協会の立場から副会長の野田喜三郎氏が大要次のような挨拶を行なつた。

〔野田副会長挨拶〕

『筍缶詰生産の本場ともいるべき九州地区のその中でも竹林開発造成に熱心でかつ有数な生産県となつてゐる熊本において47年度筍缶詰全国大会が全国各地の生産者、パッカー、販売業者など関係業者が相集い意気込みも新た

にこのように盛大に開催されましたことにつき心よりお慶び申しあげます。

これもひとえに地元のみなさまのお力添えとご配慮によるものであり、また日本缶詰協会をはじめとする関係諸団体のご努力によるものと思います。

さきほどは官庁御来賓の各位よりご丁重適切なるご祝詞を賜わり、この缶産業に携わる私どもと致しましては大いに反省もし、深く心に期しました意を強くして進むことをひそかに誓つた次第であります、どうか今後とも缶詰発展のため一層の温いご支援をお願い申しあげます。

さて、47年度缶詰全国大会が開催されるに当たり、私は全国缶詰問屋協会の立場から一言ご挨拶致したいと存じます。

この缶詰全国大会は歴史が長く、過去の実績効も十分評価に値するものがあつたかと思いますが、こゝで卒直に申しあげたいことはこの歴史ある大会が最近では回を重ねることが目的とされているような惰性的行事におちいつてはいないかということであります。

全国の関係業者が集い、缶詰の直面する問題点を討議し、そのとしどしに大会決議をして参つた訳であります、この決議がお祭的な決議に終つていたのではないかと思われる点であります。

前年度の大会においては7項目にわたる決議が行なわれましたが、その中でも重要決議と見られる「国産缶詰の信用確保のため（生産・販売両者は）積極的にJAS受検を推進し、品質の向上に努めること」の第1点の結果はどうであつたか。また第2点の「原料栽培者の協力を得て、パッカーは各地ごとに連絡をとり、それぞれ輸入品と競合しうる原料対策を講ずること」と決議したことの成果はどうであつたか。この一年を省みて満足な答えが出しえなかつた結果に終つていることを遺憾とするものであります。この大会を単なるお祭り行事に終らせらず生販ともに相協力して実行力ある、内容の厚い大会とすべきであり、またこの大会を通じて缶産業の前進への踏み台とするために、私たちは原点に立ちかえりまた長期的視野にも立つて真剣に考え直

さなければならない重大な時点を迎えてるといつて過言ではないと存じます。

缶詰の需給経過あるいはその輸入状況につきましてはのちほど全缶協側よりそれぞれ代表者が詳しくご報告することになつておりますので私からは特に申しあげませんが、いまやドルショックによる国際通貨問題あるいは消費者運動、公害問題等を頂点として経済状勢なり社会環境は急速な変化を見せずあり、その中にあつて缶産業はまさに現在と将来にわたつて模索中であると考えられますが、輸入缶詰の動向は「定着化」から「必要」の方向に進んでおり、国産缶詰の盛衰を左右する状況下におかれています。今後はひとり缶詰ばかりでなく輸入缶詰はますます増加の一途をたどり、国産品を圧迫することが必然となつて参りましたが、その中にあつてこの缶産業が模範産業の一つとしてこのように苦難をくぐりぬけ、このように発展することが出来たという実証が示せるよう、業界が一致団結し、そのことによつて本大会を意義あらしめなければならぬと強く念ずる次第であります。

以上まことに卒直すぎるご挨拶を申しあげましたがどうかこの大会が実りある大会となりますよう祈つて止みません』



野田副会長の挨拶に続き JAS 受検者の表彰が行なわれた。表彰の基準としては、3年間継続して JAS 受検し、かつ生産高の 50% 以上を受検したものが対象とされ、35社、56工場の中から徳島県青果農協連、山口缶詰、福岡県陸産の3社が表彰された。

このあと、大会議長の選任があり、志村大会々長の一任で地元から太洋食品㈱の檜崎次男専務が選ばれ、議事に入る。議事内容は次の通り。

(1) 前大会決議の経過報告

- (2) 一般情勢報告
- (3) 47年産筍缶詰生産予想報告
- (4) 筍缶詰需給経過
- (5) 筍缶詰の輸入状況
- (6) 討議
- (7) 大会決議採択委員選任
- (8) 次期開催地の選定
- (9) 大会決議の採択

47年度たけのこ缶生産予想数量

| 地 区 | 大 缶 (本) | 丸 缶 (缶) | 合 計 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 中 部 以 北 | 105,000 | | 105,000 |
| 中 部 | 60,000 | 15,000 | 75,000 |
| 近 議 | 175,700 | 21,700 | 197,400 |
| 山 隆 | 105,000 | 3,400 | 108,400 |
| 山 陽 | 108,000 | 14,100 | 122,100 |
| 四 国 | 816,000 | 68,000 | 884,000 |
| 九 州 | 1,229,600 | 8,100 | 1,237,700 |
| 合 計 | 2,599,800 | 130,300 | 2,729,600 |

筍缶詰の需給経過については全缶協蔬菜部会長の大橋庄三郎氏が次のような説明を行なつた。

[大橋蔬菜部会長の話]

「昨年のいま時分は持越しもなく、45年は史上最高の値であつたにも拘らず消化状況はよかつた。

46年度は各地とも豊作と伝えられ、前年度の高値を念頭に置くことは誠に危険であると警告した。

さて、生産高は298万 t で前年に比し多いが、一昨年に匹敵する数量でこの程度ならばそう驚くような量ではない。出来秋の生れ値は前年に比し500～1000円の安値ですべり出しは順調であつた。この調子で行けば年末から年明けにかけて品種によつては品がすれするのではないかという感じがしていたが、10月～12月の需要期に秋野菜が作付転換などにより大暴落し、扱い業者は大根、白菜を売るのに手一杯で筍缶詰の動きが鈍化し、またその後も暖冬により春野菜が豊富に出回り、筍のあけ売りが忘れられたかたちとなり、不振となつた。これを見ても末端の意欲次第でかくも消費に大きく影響するものかと思い知らされた次第である。

このため、一部に見切りものや投げ売りが出て相場を崩し、買い手相場で足をひっぱられる格好となつた。3月に入つてやゝ持ち直してはいるが、いずれにしても当初の予想は当たらなかつた。

現在市場に残つている数量は50～70万函と見られているが、例年3月ごろから需要があるので新物までには40～50万函になるのではないかと予想している。残つている品種はホールものでは1～2級品のS、SS、Tといつた細かいもの。キズ、オレ、割りはまだどこでも在庫している。

丸缶では2号缶は消化したが、1号缶、4号缶が残つている。新物に対する考え方としてはことしは裏年のようであるが、雨のしめりもよく、台風被害もなく、また暖冬異変によつて地下の成育も良好のようである。しかし、手持ちもあるのでハシリの原料を高値買いしないようお願いしたい。

製品価格の希望としては現在の相場が去年の出来秋より200～300円ダウンしているので生れ値は現在の価格が妥当であると思う。運賃、工賃、諸経費が上つているので無理かも知れないが、問屋側として偽わらざる気持である。台湾との関係性については価格さえ適正であれば輸入ものも含めて

400万箇に達してもおそるに足らない。

最近の傾向として台湾ものは扱つて利益があるが、国内ものはさきに行つて損をするケースが多い。従つて必要なものだけを買つという動きが強くなつてきた。過去10年間の筍缶詰需給経過の推移は表の通りで昨年は150万箇を超える輸入を見た。去年は日本の筍が大豊作と伝えられ手控えられたこと、千バツによる被害、その8月、2回にわたり台風があり減産し、このため輸入数量は前年を上回つた。この150万箇もの輸入品がドルショックで円切り上げになつたにも拘らず、むしろ値段は上げ気味であり、しかも品切れとなつた。

台湾では1kgの値段が1.20元から1.70元で工賃は日本の1/4、しかもよく働くので日本の筍に取つては強敵である。

また価格が安いばかりでなく、等級サイズも10種類にとどまり取り扱いはきわめて簡単。それに比し、日本の規格は複雑であり、簡素化が望まれる。なお最近の筍缶詰の流通経路は変つて来つゝあり、国産ものは手間がよけいかかる反面、儲からなくなつた。しかしこれまだ努力いかんによつては500万箇も消化も夢ではなく、生産者、パッカー、販売業者の協調が望まれることである。』

過去10年間年度別筍水煮かん詰 生産数と価格推移

| 年 度 | A級M出来秋中 出 値 | 持 越 | 生 産 数 | 販 売 対 象 数 | 当 年 消 化 数 | 輸 入 数 量 (1/6・18ℓ) |
|-------|----------------|------|-----------------|-----------|-----------|----------------------|
| 昭 3 7 | 1.650 円 | 万 | 万 | 万 | 万 | 本 |
| 3 8 | 1.950 | 5~10 | (26.2) 125.7 | 157~162 | 147~155 | 28,328 |
| 3 9 | 1.700 | 7~10 | (28.8) 134.0 | 170~173 | 165~168 | 146,381 |
| 4 0 | 2,550 | 2~ 5 | (30.9) 130.6 | 163~166 | 128~136 | 390,734 |

| | | | | | | |
|----|-------|-------|-----------------|---------|---------|-----------|
| 41 | 2,200 | 30~35 | (26.5) 238.4 | 295~300 | 260~270 | 242,353 |
| 42 | 2,150 | 40~50 | (21.5) 184.0 | 245~255 | 225~235 | 338,784 |
| 43 | 2,800 | 15~20 | (24.3) 139.7 | 179~184 | 179~184 | 1240,302 |
| 44 | 3,350 | 0 | (35.1) 268.0 | 303 | 223~228 | 1260,196 |
| 45 | 4,000 | 75~80 | (20.4) 189.0 | 284~289 | 284~289 | 1,183,595 |
| 46 | 3,200 | 0 | (17.6) 278.5 | 296 | 246~256 | 1,512,169 |
| 47 | | 40~50 | | | | |

47年3月(全国缶詰問屋協会蔬菜部会調)

(注) 昭和33年台湾より初めて缶詰輸入を見る数量18ヶ月換算にて
 17T/S 昭和35年には台湾より10,910 T/S (18ヶ月換算)の
 輸入ありその後2~3年して中共よりも輸入され始めた生産数欄の
 ()は丸缶の数量、持越、販売対象数、当年消化数は18ヶ月及び
 丸缶合計数、輸入数量は通関キロ数を18ヶ月に換算した数量
 なお輸入数量は1/1~12/31の数量です。

缶詰の輸入状況については蔬菜部会副部会長の北村伝司氏が大要次のような説明を行なつた。

[北村蔬菜部会副部会長の話]

『今月7~15日まで台湾の缶を調査して來たが、最近、新興勢力が台頭し予想もしなかつた数量を製造しているのに一恐した。ことしの日本の缶缶は25%減産見込みという状況を知つており、本年は相当量製造される構えである。台湾缶は308円のレートで2割安く入り、1,800円が1,500円

で入るようになつた。昨年の出来秋には 1号缶 3.50 ドル、5G 缶 2.50 ドルで、36.0 円計算では、25% の関税を見て 5G 缶は 1.700 円（丸缶・1.250 円）につくが、これが 808 円レートでは 1 号缶 1.400 円、5G 缶 1.050 円前後となる。こうした状況から、本年の生産にかかる時点においては十分慎重であつて欲しい。ことしは昨年より国内産は減産するから高くなろうとの表現があつたが、もつと冷静に考え、そういうことは通らないとの認識を持つことである。

今後、台湾も積極的経済攻勢で売り込んでくると見られ、この辺のことも考えておくべきである。

日本の缶は、ホール、筒、割、などと多種に分けられているが、台湾ものは需要先きの求めに応じ、料理の使用先きに応じて製造を行なつており、この点も見習うべきで、いま何を求めているかを考えて製品をつくつていきたゞきたい。缶詰の中で価格も 3 倍になり量も 3 倍になつたものはないと思うが、それだけに今後も希望を持つて扱つて行きたい。』



以上正副部会長よりの説明があつたあと、熊本経済連の代表挨拶。3:15 分～3:20 分休憩後、討議に入り、次のような大会決議がなされた。

なお次期開催地は四国に決定。

決 議

我々は、缶詰の直面する問題点を十分討議し、昨年の生産・販売における行動を反省し、次のことを本大会で決議する。

1. 国産缶詰の信用確保のため、生産・販売両者は積極的に J A S 受検

を推進し、品質向上に努めること。

なお、急速に規格の簡素化を推進すること。

2. パッカーと販売業者は共存・共栄の立場にあるので、製品については

適正なる安定価格で取引すること。

3. 輸入箇缶詰に対応するため、関連産業ぐるみの近代化に努めること。

4. パッカーは箇栽培者と連携し、原料価格の安定化に努めるとともに、

竹林造成等に協力すること。

昭和47年3月17日

(社) 日本缶詰協会

昭和47年 箇缶詰全国大会

規 格 部 会

日 時 昭和47年3月6日 10:30～12:00時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

議 題 (1) 「缶詰表示問題連絡協議会」に関する報告の件

(2) 発売元、製造元の併記に関する件

(3) 製造年月日のフルディット表示に関する件

(4) 「一括表示」および「使用上の注意」に関する件

(5) そ の 他

※部会討議の概要

農林省のJAS表示基準における「一括表示」問題、厚生省の強い意向である

「使用上の注意」またさらに一番大きな問題として、製造者の住所・氏名を表示（製造者、販売者を併記）する問題等いづれも業界にとつて重要な事項が提起され、これら表示に関する協議を共通の場で話し合う組織を設ける必要があるということから全缶協、日缶協、製缶協の3団体を中心となり去る2月19日に「缶詰表示問題連絡協議会」を結成し、検討を重ね、さらに全缶協としての態度について本部会において協議した。

1. 発売元、製造元 併記問題について

製造者の住所・氏名を表示する問題は業界にとつて重要な問題であり、現実に実施することは不可能に近く当面これだけは絶対反対していかなければならない。しかし単に反対ということではなく、業界がこれで変わる対策案を厚生省に提示しなければ厚生省は一方的に法改正を行なう危険性も強く、業界として出来るだけ早く対案を示す必要に迫られている。

本規格部会における各氏の見解も細かなロットによる製缶が増加し空缶代が高くなるといった経済的負担ばかりでなくブランドオーナーは弱小パッカーへの下請を取り止めることになり、倒産による社会的不安といったこと今まで発展する。改版による負担は4億円に相当し、内販向缶詰の生産高から見ると1缶40～50銭に当たり、終極的には消費者が負担することになり物価にも大きく影響して来る。

北田専務等が厚生省に出向いた時の様子から見て全缶協の製造工場缶マークを地区別一連番号による1工場1マークにすることによつて解決の糸口が見出せるとの印象が強いのでこれを対案としてさらに従来の届出制度を承認制度に切換えるという方針を厚生省に示すこと、またこれと同時に発売元、製造元を併記することが不可能であるとの裏付けとなる資料、例えば某ブランドの2級品の桃缶だけで20種類以上の印刷缶をつくらなければならないことなど問屋からデーターをもらい資料として提出することも必要であろう

とされた。

2. 製造年月日のフルディット表示について

北田専務の報告にあつたように6月にカナダで開催される国際規格委員会で製造年月日の表示に関して審議されるのでその結果を待ちたいとの業界意向に対して厚生省も一応諒解したということであり、全缶協もその結果を待ちそれまでこの問題は保留することになつた。

3. 「一括表示」および「使用上の注意」について

使用上の注意に厚生省は「錫が溶け易くなりますから…………」という文言を表示すべきだといつていいるが厚生省は世論におされて結局法令で出さざるを得なくなるのではないかと考えられ、それを避けるには業界が先手をうつて自主的に書くようにということであるが、これも厚生省、農林省の意見が大分違つている。われわれ流通業界にいるものとして本当に消費者が知りたいということは知らせる責任を持つてゐるが、厚生省、農林省、公取委のいう表示の方法で果して消費者の気持を満たすものであるかどうか疑問である。一度表示を変更したら少なくとも5年間は変更しないということでなければ業界はいつまでたつても落着いた販売が出来ず大きなマイナスである。

表示問題をもう一度原点に戻して本当に消費者がどう考えているのか調査を行なう必要がある。一括表示、使用上の注意を含めて表示問題はその調査が終了するまで待つてもらうことにしておきたい。この調査には役所にも協力してもらつて各都道府県のモニターにアンケートをお願いするといつた方法もよからう。また缶詰共同宣伝でそういう面を聞くこともよいと思う。いわば親切表示と消費者が希望する表示についてスペース的に果してどこまで書けるかを検討して具体的なものをつくりあげる。一番必要なのは厚生省、農林省、公取委の三つの役所の意見統一であるが逆に業界が消費者の意向を聞いて役

所に訴えていくことも必要とされた。

果 実 部 会

日 時 昭和47年3月2・4日 11:00～12:30時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

- 議 題
1. 新物みかん缶詰に関する情報交換の件
 2. 果実缶詰の「一括表示」および「使用上の注意」に関する件
 3. そ の 他

※部会討議の概要

新物みかん缶詰の生産もほとんど終了となり、本年の生産数量、販売状況等について情報交換を行なつた。

1. 原料状況および原料価格

農林統計調査によると46年主産県のみかん収穫量は2,344,000トンである。柑橘の自由化により、どうなるか流動的であるが今後4年後には365万トンにならうという見方をしている。昨年、大型の搾汁工場が新設され、ことしから本格的に稼動した工場もある。

これは、みかん価格の低落を防ぐのがねらいであり、みかん缶の生産が減少したのと裏腹に原料価格は高値に推移し、全く安値がなかつた。現在静岡地区で10社がボツボツ操業を続けているがキロ70円から90円がらみといわれる。パッカーは輸出枠達成のため、後期の原料価格が高騰した原因とも考えられる。

- 静 岡 平均原料価格は 50 円前後
- 愛 媛 1 社が稼動しているがほとんど終了、平均 40 ~ 48 円
- 香 川 全部終了、 38 ~ 40 円
- 徳 島 全部終了、 40 ~ 42 円
- 和 歌 山 1 社が稼動、 40 円
- 九州地区 3 社が 20 ~ 25 % 位の稼動率で操業しているが月末には
打ち上げ、 40 円 ~ 42 円
- 主産県 230 万トンの用途別内訳は
 - 缶詰 21 万トン (昨年 24 万 7 千トン)
 - 果汁 13 万トン (" 9 万 8 千トン)
 - 生輸出 2 万 3 千トン
 - 生食向 193 万トン

となつておりこれは昨年比 25 万トンの減である。ことしは生食用の価格推移が順調で年内出荷が多く越年量が少なかつた。

2. 生産数量について

[月別生産予想]

| | 内 販 | 輸 出 |
|-------|------------|--------------|
| 11月 | 11 万 3 千 | |
| 12月 | 9 8 万 2 千 | 8 6 万 7 千 |
| 1月 | 9 8 万 | 20 8 万 3 千 |
| 2月 | 109 万 5 千 | 8 2 万 3 千 |
| 累 計 | 817 万 函 | 877 万 3 千函 |
| (前 年 | 481 万 4 千函 | 533 万 9 千函) |

あと 3 月でどの位生産されるか大体最終的数字は 354 ~ 355 万函
であろう。

[地区別生産予想]

| | | |
|-------|---------|---------------|
| 九 州 | 123万2千 | (昨年 186万5千) |
| 近畿、四国 | 149万8千 | (" 200万) |
| 静岡以東 | 81万5千 | (" 180万5千) |
| 累 計 | 354万5千函 | (昨年 567万函) |

なお一昨年は 721万1千函の多量生産であつた。

[缶型別割合]

○ サイズ

| | |
|-----|----------------------|
| 1/6 | 3.3 % |
| 2/2 | 9.5 % |
| 4/2 | 33.8 % (昨年 25.5 %) |
| 5/4 | 26.5 % (" 35.0 %) |
| その他 | 2.6 % |
| 小 計 | 75.7 % |

○ プローカンならびに加工用

24.3 %

新物スタートまでの在庫は 133 ~ 134 万函あり、なかでも 5/4 のキャリオーバーが多かつたことがこれにもはつきり現われている。

[昨年の業種別内訳]

| | |
|--------|--------|
| 大手水産 | 11.5 % |
| 製 菓 | 7.6 % |
| 商 社 | 4.2 % |
| 大手問屋 | 23.7 % |
| 大手パッカー | 17.5 % |
| 小 計 | 64.5 % |

残りは その他

ことしは大手水産、大手パッカーの比率が少し高くなつたと思われる。

[J A S 受検数量] 3月18日現在

サイズ 5/4 換算 2,046,776函

プローカン鑑定 516,615函

○ 缶型別

| | 本年 | 昨年 |
|-----|---------|---------|
| 1/6 | 9万9千 | 23万6千 |
| 2/2 | 28万2千 | 38万5千 |
| 3/2 | 1万1千 | 1万3千 |
| 4/2 | 98万5千 | 125万8千 |
| 5/4 | 76万9千 | 148万9千 |
| 5/2 | 7万7千 | 6万9千 |
| 累計 | 222万6千函 | 344万6千函 |

3. 現在の市況、需給見通しについて

[現在の市況]

サイズ J A S 品5号缶 45~47円

プローカン 35~36円

2号缶 L.L 130~135円

" S 105~110円

プローカン 95~100円

引合いは小型缶の引合いよりも大型缶の方が強い。350万函という生産数量では早期品切れが予想される。従来、5号缶のプローカンがサイズの足を引張つており、問屋としてもパッカーに生産の抑制と5号缶プローカンの価格を大巾に下げるよう要請してきたが、ことしは薬が効き過ぎた感じで既にプローカンの手持は余りないと考える。プローカンがサイズも

のに悪い影響を与え過去大きな問題となつてゐるが、ことしは全体の生産数量も少なくそのような心配はなくなつた。需給面の市況はヒネを含め市況は強くなつております、早目に品切れも考えられる。一方それがもし加熱化すると次のシーズンに悪い影響を与えることが一部に心配されている。

みかん缶詰は生産調整と需給の調整が市況安定のため必要であり、みかん缶詰が順調であればフルーツ缶詰全体の市況も順調となる。これは過去の例で明らかであり、まずことしのみかん缶詰は心配いらないとされた。

(第1回) 缶詰表示問題対策連絡協議会

日 時 昭和47年3月1日 13:30~16:45時

場 所 日本製缶協会 会議室

出席者

日本缶詰協会

隅野 勇 氏

平野 孝三郎 氏

日本果汁協会

渡辺 熊夫 氏

日本果汁農業協同組合連合会

熊谷 利一郎 氏

全国清涼飲料工業会

小川 忠久 氏

全国缶詰問屋協会

北田 久雄 氏

株式会社サンヨー堂

多田 義朗 氏

| | |
|--------|---------|
| 株明治屋 | 春日英男 氏 |
| 国分株 | 安田銀次郎 氏 |
| 北洋商事株 | 三戸正義 氏 |
| 三井物産株 | 坂下長作 氏 |
| 日本製缶協会 | |
| | 山崎力 氏 |
| 東洋製缶株 | 中沢沖 氏 |
| 大和製缶株 | 山田英雄 氏 |
| 北海製缶株 | 幅樹雄 氏 |

(1) 製造者、販売者、両方の所在地、名称表示について

日缶協側よりこれが実施されたら印刷缶の互換性がなくなるため下請業者で製造ロットの少ないパッカーは非常な危機に立たされるおそれがある旨、また全缶協側からは印刷缶の移動が出来なくなりコスト高につながり、ラベルにせざるを得なくなるが、ラベルは輸送中、陳列中、貯蔵中等に剥がれ易く新たな問題発生源となるとの発言あり、それぞれ反対意見が述べられた。なお製缶協側からの主として改版能力から実施し難いことについては2月19日の席上で述べられた。

工場マークの1工場1マークの実施が本件解決に影響があるのではないかとの発言もあり、協議の結果次の点で意見が一致した。

- (イ) 来る3日(金)9時半に平野、北田、山崎3氏が食品衛生課を訪ね、今一度厚生省の意向を打診する。
- (ロ) 今日それぞれの団体から述べられた反対理由を文書にまとめ今月中に出来れば半ば頃迄に厚生省に提出する。
- 文案は日缶協、全缶協、製缶協3団体事務局がつくる。
- (ハ) 文書は上記3団体連名とする。

果汁協、果汁農協連、全清飲、3団体は連名に加わるかどうかを検討の上決める。

- (=) 日缶協、果汁協、果汁農協連、全清飲、4団体は工場マークの「工場」マーク制につき検討するが、事務局は実施の方向にまとまるよう努力する。

(2) 果実缶詰の使用上の注意事項表示について

山崎進行係から簡単に経過を説明、また平野氏から2月9日に蜜柑組合村上専務、農産組合山内専務と3人で食品衛生課長と会つた際本件に関し同課長が次のように話した旨説明があつた。

- (イ) 錫云々とはつきりかいて消費者の信用を先取りすべきである。
(ロ) 不明確な表示にして日本消費者連盟創立委員会からの話でマスコミに取り上げられ追いつめられてから錫と表示したのでは反対で不得策ではないか。
(ハ) 省内には業界がふみきらなければ、省令でだすとの意見もあるが現在は行政指導でいきたいと考えている。
(=) 輸入品についても同様指導する(質問に対し)
(ホ) 果実飲料は殆んど内面特殊塗装缶に切換えられているので表示は必要なない。(果実飲料にも波及するのではないかとの質問に対し)
(ヘ) ふみきれないなら果実飲料同様内面特殊塗装に切換えたらどうか。これに対し各氏から意見が述べられ次の点で意見が一致した。
(イ) 業界が自動的に行なうとの線を貫く。
(ロ) 一括表示の中にいれる。
(ハ) 8ポイント以上の活字で表示し難い小型缶の場合は何ポイントの活字なら入るかを製缶協で検討し見本をつくる。
(=) 文言は統一する。
(ホ) 一括表示の枠からはずすことについて日缶協が今一度農林省の意向を打

診する。

(3) 製造年月日のフルデータ表示について

本年6月にオタワで開かれる国際規格委員会で製造年月日表示のことが審議されることになつてゐるので(注 西独提案)その結果を待ちたい旨厚生省に口頭で伝えることに一致。

(4) 次回開催について

次回の当番幹事は日缶協とし14日に開催することを決める。

(第2回)

缶詰表示問題連絡協議会

日 時 昭和47年3月14日 10:00~12:30時

場 所 日本缶詰協会会議室

出席者

| | |
|-----------|-------|
| 全国缶詰問屋協会 | 北田久雄氏 |
| ㈱サンヨー堂 | 多田義朗氏 |
| ㈱矢口屋商会 | 矢田四郎氏 |
| 三井物産 ㈱ | 坂下長作氏 |
| 全国清涼飲料工業会 | 小川忠久氏 |
| 全国トマト工業会 | 岡部勝雄氏 |
| 日本果汁協会 | 星晴夫氏 |
| 日本果汁農協連合会 | 熊谷利一氏 |
| 日本製缶協会 | 山崎力氏 |

| | |
|--------|----------|
| 東洋製缶㈱ | 中沢　沖 氏 |
| 大和製缶㈱ | 山田　英 雄 氏 |
| 北海製缶㈱ | 箕輪　隆 平 氏 |
| 日本缶詰協会 | 隅野　勇 氏 |
| * | 平野　孝三郎 氏 |
| 明治製菓㈱ | 小津　武 一 氏 |



日缶協隅野専務理事が進行役をつとめ協議に入つた。

1. 果実かん詰の使用上の注意事項について

前回会合で懸案となり農林省の意向を打診することになつて了一括表示から外して注意書きを表示することについては、農林省の考え方として、当該表示を他の必要表示事項の間に示した場合、様式の形が整いくくなることが考えられるので、欄の一番下に記載することも考えている。

また、スズが溶出するからの因果関係を表す語句を示す必要性についてはまだわづてない。しかし、消費者の納得するような文言の統一は検討する必要がある。

なお各関係組合・団体で、スズ溶出の語句の記載の可否について検討していたが、消費者に無用の不安を与えることが懸念されるという理由で、農産缶詰組合および蜜柑缶詰組合の理事会では、反対の意向を表明、いずれも日缶協理事会に一任されているとの説明があつた。

2. 製造者と販売者 の 名称および所在地を表示することについて

前回会合で申し合わせた平野、北田、山崎3氏の食品衛生課訪問結果では、

現段階では基本方針をすすめる考えが強いので、前回の会合で3団体が提示した陳情書を早急に整理して厚生省環境衛生局長あて提出する。

陳情書のまとめ、提出方法等は、次のとおりとする。

なお、反対理由の陳情には業界としての代案を示す必要があるのではないかとの意見があり、協議の結果、現在手がけている工場記号の整備簡素化をすすめることにより、現行の缶マーク制による表示を認めてもらうよう折衝する方針を申合わせたが、各意見ならびに今後の対策は次のとおりである。

(1) 陳情書の作成および提出方法

- (1) 文案に対する意見ならびに提出者としての連名については、3月18日までに日缶協あて連絡する。
- (2) 文案の整理は、次回会合(23日)で内容を整え、25日連名団体が同道のうえ提出する。

(2) 缶記号の整備簡素化の基本方針

- (1) 厚生省に対する今後の折衝に際して、1工場1マークに整理することを検討する。
- (2) 1工場1マークにする場合、日缶協と全缶協の意見の調整を図る。
- (3) 新マーク制の実施に際しては、マークポンチの製作能力に限りがあるので、実施までに十分な猶予期間を置くよう折衝する。

3. 本協議会の運営方針と今後の検討課題について

北田氏より、表示問題については、今後消費者・団体モニター等の意見を聞いて検討し直すための表示問題調査活動が必要との意見が述べられたが、この新しい提案を中心に次のような意見の交換が行なわれた。

- (1) 消費者の表示に対する意見調査については、アンケート調査や対話を通じて、消費者の真意を把握することにより、問題解決の効率化をはかり、すくなくとも4~5年は変更することのない表示制度の確立につとめる。
- (2) 表示に関する問題点はほぼ出つくしている。今後は関係官庁の表示行政

を一本化して貢うために業界サイドで問題を整理し、各省間の意見調整に努力すべきである。

- (3) アンケート作成のための検討を行ない、共同宣伝等を利用して調査する。
- (4) 行政一本化の主旨から、公正競争規約の今後の取扱い、規約と品質表示基準の一元化などについて協議をすすめる。
- (5) 本会合には、必要に応じて関係官庁の出席を求める。

4. その 他

(1) 沖縄パイン缶詰の措置について

沖縄復帰に際して、旧表示製品および手持空缶に対して幅のある経過措置が講ぜられるよう関係官庁に折衝する。

協議には、パイン缶詰関係団体にも参加してもらう。

(2) 次回会合

3月23日 13.30 北洋商事(株) 会議室

協議事項

- ① 製造所の住所、氏名の表示に関する反対陳情書（案）の検討について
- ② 製造工場記号の整備簡素化について
- ③ 今後の表示行政と公正競争規約について
- ④ 沖縄パイン缶詰の措置について
- ⑤ 消費者アンケート作成について

(第3回) 缶詰表示問題連絡協議会

日 時 昭和47年3月23日 14.00～17.00時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室

- 協議内容
1. 製造所の住所、氏名の表示に関する反対陳情書（案）の検討について
 2. 製造工場記号の整備簡素化について
 3. 今後の表示行政の公正競争規約について
 4. 沖縄パイン缶詰の措置について
 5. 消費者アンケート作成について

| | | |
|-----|----------|----------|
| 出席者 | 日本缶詰協会 | 平野 孝三郎 氏 |
| | 日本製缶協会 | 山崎 力 氏 |
| | 東洋製缶㈱ | 加藤 久典 氏 |
| | 大和製缶㈱ | 佐藤 亮 氏 |
| | 北海製缶㈱ | 幅 樹 雄 氏 |
| | 果汁農協連 | 熊谷 利一郎 氏 |
| | 北洋商事㈱ | 三戸 正義 氏 |
| | ㈱明治屋 | 高崎 康二 氏 |
| | 三井物産㈱ | 坂下 長作 氏 |
| | 国 分 ㈱ | 下妻俊和 氏 |
| | 全国缶詰問屋協会 | 北田 久雄 氏 |

☆

☆

☆

本連絡協議会は全缶協の当番により北田専務理事が進行役をつとめ協議に入った。

まず日缶協の理事会が昨3月22日に開催されたが、本日の協議内容にも直接関連した事項であるため、その理事会の経過説明を平野常務理事から次のように報告された。

「日缶協理事会では使用上の注意書でスズ溶出の表示問題が正式な議題として審議された。

結論は賛否両論が出て、あとは会長一任ということで諒承してもらつた。反対論は農産缶工組、蜜柑缶工組を代表した2人の理事から強く反対の意向を表明。その理由は、長年プリキ缶を使用してきており、ことさらスズを書くことは消費者に無用の不安を与えることになり、そのような表示は好ましくない。業界として強力に反対すべきであるとの意見。賛成論は、スズ表示はこの際やむを得ないだろうとの意見が3人の理事から出た。その理由として第1に問題をあとに残すような不明確な表示をすると再びマスコミに取りあげられて業界の動きがとれなくなる。業界はこの際スズ表示に踏み切つた方がプラスであろう。第2に厚生省は一応、行政指導でやるというが、食品衛生法改正（案）でも、いざとなれば義務づけるということができ、そうなると再びチクロと同じように、市場に出回っている製品にまでステッカーを貼付するといつたことにもなりかねずこうしたことはわれわれは絶対に避けたい。いま、厚生省は業界が自主的にやるよう行政指導しておりこの姿勢が崩されないためには、スズ表示をのむ必要があろう。第3としてスズ表示よりもと大きな製造所の住所・氏名の表示に関する問題がありスズ表示は一応踏み切り、その代り製造所の表示に関する厚生省の要望には絶対反対していく。

以上のような賛否両論が出て結局、田上会長が病気入院中のため西村副会長がもう一度厚生省の環境衛生局長と食品衛生課長を交えて副会长の立場から卒直に業界の意向を伝え、厚生省の方に譲歩の可能性があるかどうか、なんらかの事前の案を出してもらうよう打診する。スズをどうしてもかけということであれば行政指導から離脱しないという条件のもとに受け入れるということになろう。厚生省局長との面談は出来るだけ早い機会にお願いし遅くとも今月末までには実現する。

製造工場カン記号の問題については一般情勢報告として一理事から意見が出た。

この問題は昨年5月に厚生省に対して1工場2マークによる簡素化(案)を提出したがそのままとなつており、厚生省から新らしく製造所を表示するようにと内示があつた以上この際思いきつて、1工場1個に整理する必要があろうとの見解があり、これはほぼ会長も諒承しており、この理事会で諒解をとりつけた。しかし、その具体的な内容については全缶協と十分話し合をすることが前提条件となつている。」

以上が平野常務理事の理事会内容の報告である。

[果実かん詰の『一括表示』および 『使用上の注意』の表示について]

製缶会社には既に数社から改版の発注が来ているが業界の姿勢が決まらず現在この取扱いに困っている。業界の統一した表示でなければかえつて混乱を招くのでブランドオーナーに対して日缶協、全缶協から同一文書により8月28日(厚生省局長と日缶協西村副会長の会合)まで改版の発注をまつよう要請して欲しいとの製缶サイドからの要望があり、果実缶詰のみを対象にすることを文書に書き加え日缶協で文案を作成し早急に主なブランドオーナーに対し発送することになつた。

使用上の注意書きを一括表示のなかに入れるのか、スズの文言を書くのかどうかまだ結論が出てないが、そのパターンだけは用意しておく必要があるとの見解から、「使用上の注意」の文言につき検討の結果次の文言で意見の統一を見た。

○ スズ表示をする場合

「ふたを開けると空気が入つて缶のスズが溶けやすくなりますので、残つたときはガラスなどの容器にすぐ移して下さい。」

○ スズ表示をしない場合

「ふたを開けたらお早く召し上つて下さい。

残つたときは必ずガラスなどの容器にすぐ移して下さい。」

[製造所の住所・氏名の表示に関する反対陳情書(案)の検討]

陳情書は早急に提出するということで進めて来たが、昨日の日缶協、理事会で西村副会長がスズ表示問題について厚生省環境衛生局長と面談することになつたので陳情書の提出時期もその折衝結果を待つて至急に提出することになつた。本連絡協議会で陳情書(案)の文案について検討を行ない、次の点を修正することになつた。

前文で下記の理由により実施は極めて困難であるとの結論に達しましたので… …と正面から出来ないということであるがこの表現を業界はこれは出来ない。そのかわり業界はこうやるということを前文のなかにうたい込む方がよいとの意見があり、「現在複雑多岐である製造所個別の記号を今後は1工場1個に整理することで善処致したい。……」という表現を前文に加える。記、以下対策について

- × 2) ブランド所有者の食品衛生法にもとづく責任と義務を明確に規定する。
- × 3) ブランド所有者の下請製造工場に対する管理制度を確立する。

以上の2項目については当然のことであり業界内部の問題であるので削除するが従来の届出制度を登録承認制度に切り換え、それが周知徹底されるよう官報に告示するといった表現を加える。また製缶協会からの資料に基づいて(追加)として最後に表現されている。4,500万函に達する……とあるのを3,000万函に修正されたいとの意向があり、これらの点を修正整理して、日缶協で文案をまとめることになつた。またこの陳情文書は日缶協、全缶協、製缶協の3団体会長連名で提出することになつていたが日本果汁協会、日本果汁農協連も場合によつては連名で出してもよいとしており、文案がまとまつたところで、全国トマト工業会、全国清涼飲料工業会にも日缶協からその意向を打診することになつた。

[沖縄パイン缶詰の措置について]

添加物の問題と違い、こと表示に関する限り、市場に出回っているものについては從来から問題にしておらず、沖縄本土復帰は周知の事実であり、復帰以前に認められていた表示の製品が市場に出回っていても常識的に見て問題にはならないと思われるし、勿論、農林省としてもその点は十分理解していよう。問題は手持ちの印刷空缶であるがこれも夏実の生産シーズンでほとんど消化できるとの見解があり、半年間の猶予期間を認めてもらえば問題はなかろうとされた。しかし流通段階で切られることが一番心配であり、製造所の住所・氏名の表示に関する陳情書を提出する際に口答でパイン缶詰は2年位のうちに全量消化してしまうので心配はないといつたことを強調してもらい、その時の判断によつて陳情書を提出する必要があるかどうかといつた業界の態度を決めるところになつた。

消費者が本当に要望している表示はなんであるかを調査する必要があり、対官庁との折衝にもその資料を役立たせるということから缶詰共同宣伝で実施している缶詰料理講習会、缶詰フェア等の機会を利用してアンケート調査を行なうことになり、その内容について本連絡協議会で検討を行なつた。

次回の（第4回）缶詰表示問題連絡協議会は

日 時 4月4～5日頃を予定

場 所 日本製缶協会会議室

協議内容 厚生省、農林省、公取委3省の表示内容、方法がそれ相違しておる、これらを対比させるため表示の一覧表と、これから予想される問題点について日缶協で整理、まとめ、それをもとに次回連絡協議会で検討することになつた。

果実かん詰「使用上の注意」 表示の文言について

昨年12月、厚生省からの内示により全缶協は日缶協と歩調を合わせ協議してきたがこの「使用上の注意」ばかりでなく、製造者の住所・氏名の表示、JAS一括表示等、一連の諸問題についても全缶協規格部会は前向きに取り組み、3月1日缶詰表示問題連絡協議会設立以来すでに5回にわたる連絡協議会においても、全缶協の意見を反映させつつ慎重に協議を重ねた。その結果このほどようやく業界サイドでの「使用上の注意」の文言がまとまり、これをもとに厚生農林両省の意見を聴取したところ最終的に下記のとおりの文言が決定された。ただし、この使用上の注意事項の表示は、内面無塗装缶使用の果実缶詰に限ることとし野菜、その他の缶詰には表示しないことになった。

果実缶詰の使用上の注意に関する件

1. 文言の内容

使用上の注意

カンを開けると、空気につれて内面が酸化しますので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

2. 対象品目

無塗装缶の使用の果実缶詰に限る。

3. 表示方法

一括表示欄の最下段に8ポイントゴシック活字をもつて示すこと。

ただし、小型缶の場合は一括表示欄に下記の通り示し別に適当な場所に見やすいように表示する。

例 示：

使用上の注意：右上に記載

「'72 東京缶詰フェア」下打合会

日 時 昭和47年3月30日 14:30～17:00時
場 所 日本製缶協会
内 容 缶詰共同宣伝「'72 東京缶詰フェア」について
出 席 日缶協側 隅野 勇氏 納富則夫氏
製缶協側 山崎 力氏
全缶協側 中山良助氏 北田久雄氏

※ 下打合会の概要

缶詰共同宣伝の一環として47年度も全国6地区において缶詰フェアを開催することになつたが、すでに東京地区は5月29～30日に都立産業会館で実施することが決まつており、時間的余裕もないでの事務局3団体で実行委員会設置のための下打合会を行なつた。

その結果昨年の実績を土台とし具体的な作業を進めることになつたが、実行委員のメンバーには次の各社を予定している。

〔問屋側〕 矢口屋、明治屋、サンヨー堂、北洋商事、三井物産。（以上6社）

〔メーカー側〕 日魯漁業、日本冷蔵、日本水産、明治製菓、森永製菓、極洋、大洋漁業、関東缶詰食品、日東食品製造、清水食品、はごろも缶詰、清水水産。（以上12社）

〔製缶側〕 東洋製缶。

〔団体〕 日缶協、全缶協、製缶協、東京食品卸同業会。

合 計 23社

第1回実行委員会は4月5日午後3時から日缶協にて行なう。

なお今後のスケジュールとしては、4月8日参加呼びかけの文書発送。4月18日出店申込締切。4月21日午後3時第2回実行委員会。4月24日全体会議。

以上のような日程で準備が進められる。

作業分担としては会場係、催事係、動員係、お土産係、本部のほかにことは即売係が設けられる予定である。

「冷凍原料を使用したパインアツプル缶詰について」 日缶協文書

日本缶詰協会では3月8日付技発第143号、田上会長名をもつて、冷凍原料による国内パイン缶詰の製造、もしくは製造を計画しているとみられる各パッカー宛に原料の選別に留意された旨の次の文書を送付した。

冷凍原料を使用したパインアツプル缶詰について

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申しあげます。

ご高承のとおり来る5月15日をもつて沖縄が返還され、同地のパインアツプル産業も、国内産業として今後育成強化を図らなければならないことになりました。

さて、貴社におかれましては、台湾産の冷凍原料を使用し、パイン缶詰をすでに製造され、あるいはご計画中であると仄聞いたしております。

つきましては、現在市販されている冷凍原料使用の製品は、果肉の一部が崩れ、個有のフレーバーが乏しく、一部に異物が混入するものなどが散見されますので、今後のご製造に当つては、原料の選択に特にご留意願いたく要望いたします。

申すまでもなく、品質粗悪なパイン缶詰が市場に出回ることにより、パイン缶詰ばかりでなく、果実缶詰全体の信用を失墜する結果を招き、ただで

さて市況低迷に悩む関係業界に対し重大な影響を及ぼすことを深く憂慮いたす次第であります。

以上 事情ご高含の上よろしくご配慮賜わるようお願い申しあげます。

敬 具

二 伸

農林省当局の要請もありますので、貴社ご製品3缶を折返しご恵送賜わりたく、勝手ながら10日までに当方に到着いたすよう、格別のご配慮をお願い申しあげます。

なお、この日缶協よりの文書送付先は、

- (本紙) (名)田中信一商店(福岡)、大東缶詰㈱(福岡)、西日本缶詰㈱(福岡)、西海缶詰㈱(福岡)、第一缶詰㈱(山口)、林兼産業㈱(山口)、(有)高柳缶詰商会(福岡)、大賀食品㈱(岡山)、藤枝農産加工㈱(静岡)、大洋漁業㈱(東京、製品事業部)、日本冷蔵㈱(東京、製品事業部)
- (写) 全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、沖縄ペイン缶詰輸入協会、日本ペイン輸入協会、全国ペイン缶詰内販会、農林省(果樹課、消費経済課)

食品衛生法の改正(案)要旨

食品衛生法改正(案)が7日付閣議の了承を得て、13日付国会に提出したがその主な改正点は次の内容である。

- 1) 食品添加物について、安全性に「その疑いがある」場合も販売を禁止する。
- 2) 食品の運搬を業とするものを法律における「営業者」として規制する。

- 3) 製造工場の衛生管理や工場内外の清潔保持について業者が守るべき基準を定める。
- 4) 輸入食品について、生産地の実情に合つた検査を行なう。
- 5) 食品衛生上の危害の発生を防止する必要があると認めた場合は、製造業者に対し製品検査を受けるよう命ずることができないこととする。
- 6) 公衆衛生上に危害を及ぼすおそれのある虚偽または誇大な表示広告を規制する。

なお、個別の食品または業種に関する規制の内容は、改正案が議会で採択されたのち、省令・通達により明らかにされる模様である。

食品衛生法改正(案)の要旨

1. 改正についての考え方

今日食品行政のあり方については多くの論議があり、統一的な食品法を制定すべきであるという意見も強いが、この問題についてま直ちに結論を得ることは困難な事情にある。

一方食品衛生の分野においては、農薬や微量重金属による食品の汚染、食品添加物の安全性及びこれを使用することの可否、消費者保護の見地からする表示の適正化等食品に関連する多くの問題が提起され、国民の重大関心事となつている。

このような事態に対処するため、厚生省においては、従来より、農薬の残留基準の設定、食品添加物の再点検、食品及び添加物についての成分規格の作成、表示事項の改善、その他食品の安全を確保し、国民の不安を解消するために必要な施策を進めてきたが、なお現行の食品衛生法の規定では、必ずしも十分に対応できない面も少なくない。

今回現行法について検討を加え、食品の安全確保、営業者責任の強化、検査制度の整備、表示制度の改善等当面必要な次の諸点を中心に改正を行なうこととしたものである。

[注]

(1) 食品における残留農薬の規制は次のとおりである。

米、きゅうり、大根等25品目につき、12農薬の残留基準を設定しているが、なお、48年度までを目途に計画的に残留基準を設定する方針である。

(2) 食品添加物の安全性については、昭和37年以来再点検を行ない、すでに合成着色料等36品目の指定を削除している。また、さらに入念的に安全性を確認することが必要なサツカリン等25品目については、昭和48年度を目途に再点検を行なつている。

(3) 食品の規格基準は、現在、清涼飲料水等16種類について定められている。

2. 主な改正点

(1) 安全性について疑念のある食品等の規制

① 有毒な若しくは有害な物質が含まれ、又は附着している食品又は添加物であつて、人の健康をそこなりおそれのあるものは、現行法でも当然規制されるが、今回の改正により「その疑いがある」場合にも販売等を禁止することとする。〔第4条第2号の改正〕

この結果、たとえば中毒事件が発生した場合、疫学的な調査等によつて特定の食品又は添加物がその原因となつたと疑うに足りる相当の理由があると認められるときは、原因物質が確定できない段階においても、その販売等を禁止するなど臨機の行政措置をとり得ることとする。

[注]

病原微生物(赤痢菌などの伝染病菌、サルモネラ、ぶどう球菌)に

については、現行法においても、これに汚染され、又はその疑いがあり、人の健康をそこなうおそれのある食品等の製造、輸入、加工、使用、調理、販売が禁止されている。（第4条第3号）

② 科学技術の進歩に伴い、いわゆる石油蛋白など現在の時点ではその安全性に疑念のある新しい食品が開発され逐次実用化される段階にある。

このような事態に対処するため、厚生大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて、人の健康をそこなうおそれがない旨の確証がないもの、又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、食品衛生調査会の意見をきいて、その販売を禁止できることとする。〔第4条の2の規定の新設〕

[注]

化学的合成品たる添加物及びこれを含む食品については、人の健康をそこなうおそれのない場合として、厚生大臣が定める場合を除いては、製造、輸入、販売、使用等が禁止されている。〔第6条〕

(2) 営業者責任の強化

① 冷凍食品などコンビニエンスフードと呼ばれる加工食品が大量生産され、かつ、大規模に流通消費されており、流通過程における食品の安全確保が重要な問題となつてゐる。このため、食品等の運搬を業としている者を新たにこの法律における「営業者」とし、これを法的に規制することとする。〔第2条第8項の改正〕

具体的には、運搬の際の保存方法等の基準を定めて、これを遵守させ、これに違反した場合に必要な措置を命ずる等の行政処分を行なうことができるようになる。

(2) 現行法においても、飲食店営業その他ほとんどすべての営業は、都道府県知事の許可を受けることが必要であるが、許可の要件としては必要な施設の基準を定めているにとどまり、その営業の管理運営に関する法的規制はない。勿論、営業者としては、食品等の製造、加工、調理、販売等を安全、かつ衛生的に管理すべきことは当然のことであり、行政庁としても必要な指導を行なつてはいるが、なお十分徹底しているとは言い難い。

このため、厚生大臣は食品又は添加物の製造加工過程における有害物質の混入防止措置に関し、また都道府県知事は、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こみ虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、それぞれ営業者が遵守すべき必要な基準を定めることとする。〔第19条の18の規定の新設〕なお、営業者がこれらの基準を遵守しないときは、必要に応じ営業の全部又は一部を停止させることができることとする。

[注]

都道府県知事の許可を要する営業の範囲は、飲食店営業、乳処理業、食肉製品製造業、魚介類販売業、食品の冷凍又は冷藏業など33業態に及んでおり、その数は、昭和45年末において約160万である。

(3) 検査制度の充実

良質かつ安全な食品を国民に供給するためには、必要と認める食品についてその規格に関する安全基準を定め、検査によつてこれを確認することが最も有効な方法である。

この検査は、本来営業者が自主的に行なうべきものであるが、製品の性格、検査の難易等の事情を考慮し、公的な検査を受けることを販売の条件とすることが必要と認める場合もあり、現在も厚生大臣又は都道府県知事が必要な製品検査を行なつてはいるが、これについて次のように改善する。

- ① 製品検査を行なう者の区分を明確にするほか、輸入食品等については生産地の事情からみてその実情に合つた検査を行なうこととする。〔改正後の第14条〕
- ② 都道府県知事は、厚生大臣の定める規格に合わない食品等が発見された場合において、その製造業者の検査の能力等からみて、その製造する食品等がその後引き続き規格に合わないものとなるおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるとときに、政令で定める要件及び手続に従い、その製造業者に当該食品等について製品検査を受けるべきことを命ぜることができることする。〔改正後の第15条〕
- ③ 民間の公共的な性格を有する試験検査機関を活用するため、製品検査は、厚生大臣及び都道府県知事のほか、厚生大臣の指定する者も行ない得ることとする。

このため、新たに指定検査機関の制度を設け、民法の公益法人が設置する試験検査機関で、検査設備、検査要員等が充実しており、かつ、役員の構成、業務の内容からみて検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものを指定することとする。

なお、指定検査機関については、製品検査の業務に従事する役員又は職員を刑法その他の罰則の適用につき法令により公務に従事する職員とみなすほか、検査の公正を担保するために必要な監督を行なう。〔第5章の2の規定の新設〕

〔注〕

現行の製品検査は、タル色素、サツカリンナトリウム等6種類の添加物について行なわれている。

(4) 表示制度の改善及び広告の規制

公衆衛生上の見地から消費者の保護を図るため食品等の表示制度を次の

ように改善する。

- (1) 現在は、容器包装に必要な表示をさせるにとどまつているが、店頭における表示、添付文書による表示等についても必要な規制を行なうこととする。〔第2条第6項の規定の削除〕
- (2) 公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽の又は誇大な表示を規制するとともに、新たに、虚偽の又は誇大な広告についても必要な規制を行なうこととする。

〔第12条の改正〕

- (5) その他次の事項について必要な改正を行なう。

- (1) 野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄剤については、現在家庭用品品質表示法により必要な表示が行なわれているが、公衆衛生の見地から、さらにその規格及び使用についての基準を定めるとともに、有害な洗剤が販売、使用されることを禁止できることとする。

〔第29条の改正〕

- (2) 食品衛生調査会の委員は、学識経験のある者のみとするとともに、調査会は、厚生大臣に建議を行なうことができることとする。〔第25条の改正〕また、厚生大臣が添加物に関して必要な定めをするときは、必ず食品衛生調査会の意見をきかなければならぬこととする。

〔第6条の改正〕

- (3) ハム、ソーセージ、ペーコン等を輸入する場合には、原則として用いられた肉又は臓器が、特定の疾病にかかり、又はへい死した獸畜のものでないことについて輸出国の政府機関の発行する証明書を必要とするこことする。

〔第5条第2項の改正〕

- (4) 違反に対する罰金の額を引き上げる等罰則を整理する。

缶詰共同宣伝

朝日女性教室（3月）

| 月日 | 会 場 | 1：00～2：00 | 2：00～3：00 |
|-------------|---------------------------|--|---------------------------------|
| 3/16 (木) | 茂原市公民館 茂原市茂原101 | "健康はバランスのとれた食事から" 東畑朝子 (女子栄養大学講師) | "新しい来客料理" 茂出木心護 (料理研究家) |
| 3/23 (木) | 垂崎市民会館 垂崎市垂崎町 286-1 | "現代つ子の 心とからだ" 奈良林祥氏 (医事評論家) | "新しい来客料理" 萩原マリエさん (料理研究家) |
| 3/24 (金) | 花見川団地 千葉市花見川 | 1：00～3：00 新しい来客料理 鍾健治氏 (服部栄養専門学校教員) | |

「かんづめを使った料理による 若者のためのテーブルマナーの集い」

日 時 昭和47年3月25日(土) 1：00～3：00時
 主 催 サンケイ新聞社
 会 場 丸ビル 丸之内精養軒
 講 師 丸之内精養軒 支配人

関係団体報知

※ 財団法人日本缶詰検査協会では3月17日評議員会を開催し、下記の議案を可決した。

1. 昭和47年度事業計画案に関する件

原案どおり承認

2. 昭和47年度収支予算案に関する件

原案どおり承認

3. その他

審議事項なし

※ 全国購買農業協同組合と全国販売農業協同組合は、昭和47年3月30日をもつて合併し、新たに全国農業協同組合連合会（全農）として発足した。

全国農業協同組合連合会役員

| | |
|-------|--------|
| 会長理事 | 三橋誠氏 |
| 副会長理事 | 関口秀雄氏 |
| 副会長理事 | 真崎今一郎氏 |
| 副会長理事 | 土肥大四郎氏 |
| 専務理事 | 吉原静雄氏 |
| 常務理事 | 織井齊氏 |
| 常務理事 | 岩下豊水氏 |
| 常務理事 | 井田豊秋氏 |
| 常務理事 | 笠原大二氏 |
| 常務理事 | 別島留藏氏 |
| 常務理事 | 田中隆氏 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 理 | 事 | 吉 | 田 | 要 | 氏 |
| 理 | 事 | 袋 | 口 | 光 | 氏 |
| 理 | 事 | 山 | 井 | 雄 | 氏 |
| 理 | 事 | 出 | 井 | 吉 | 氏 |
| 理 | 事 | 畔 | 屋 | 和 | 氏 |
| 理 | 事 | 土 | 垣 | 治 | 氏 |
| 理 | 事 | 石 | 藤 | 源 | 氏 |
| 理 | 事 | 伊 | 村 | 之 | 氏 |
| 理 | 事 | 竹 | 沢 | 助 | 氏 |
| 理 | 事 | 友 | 久 | 一 | 氏 |
| 理 | 事 | 次 | 次 | 重 | 氏 |
| 代 | 表 | 米 | 邦 | 三 | 氏 |
| 監 | 監 | 井 | 太 | 一 | 氏 |
| 監 | 監 | 本 | 太 | 良 | 氏 |
| 監 | 監 | 井 | 郎 | 健 | 氏 |
| 常 | 任 | 倉 | 和 | 太 | 氏 |
| 任 | 任 | 田 | 邦 | 郎 | 氏 |
| 常 | 任 | 田 | 人 | 人 | 氏 |
| 常 | 任 | 宮 | 政 | 政 | 氏 |
| | | 合 | 一 | 一 | 氏 |
| | | 本 | 勇 | 勇 | 氏 |
| | | | 義 | 義 | 氏 |
| | | | 光 | 光 | 氏 |
| | | | 幸 | 幸 | 氏 |
| | | | 文 | 慶 | 氏 |
| | | | 忠 | 文 | 氏 |

会員消息

〔機構改革・人事異動〕

※ 北洋商事㈱(取締役社長 浅井二郎氏)では、本社内部機構の一層の合

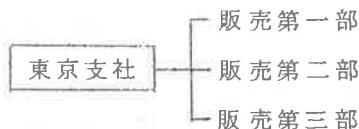
理化と業務の拡充を計るため、3月1日付で下記の通り営業部門の改組とこれに伴う人事異動を実施した。

1. 東京支社の新設

独立採算制の強化と営業活動の合理化を計るため、従来の本社販売部門（販売第一部、販売第二部、販売第三部）を本社機構より分離し、新たに「東京支社」として運営する。

支社長には商品部長広田正氏が就任、上記販売3部門の部長を兼務する。

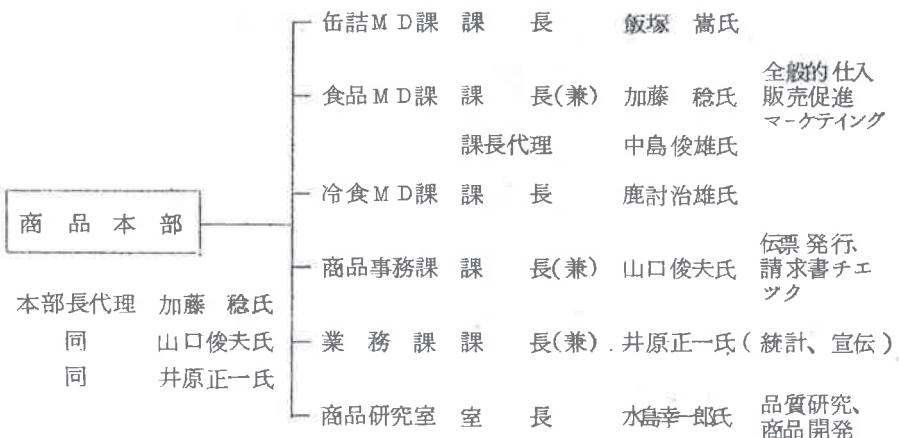
なお改組に伴い、販売第一部長加藤栄一郎氏は系列会社株式会社丹羽北洋へと出向、専務取締役に就任し、又同部々長代理兼販売第一課長葛西進午氏は名古屋支社販売第一部長代理兼販売第二課長に就任した。



2. 商品部の組織、名称変更

従来の商品部の業務を更に強化し、取扱商品の全般的仕入、販売業務の統轄、新商品の開発、技術的研究等に関する全社的機能とするため、「商品本部」と改称するとともに、その内部機構も次の通り機能別にて割り制度に変更した。

なお本部長には取締役副社長和氣正夫氏が当る。



3. 流通企画室の新設

業務提携先に対して流通機構の近代化並びにその得意先の組織化等に関して総合的な情報の提供並びにご協力を積極的に行うため、従来の「経営相談室」を更に拡充し、「流通企画室」と改称した。

専任担当として常務取締役田川博達氏（前販売第二部担当）が当る。

〔役員人事〕

※ 北洋商事㈱では2月25日開催の定時株主総会ならびに取締役会において役員人事に一部異動があり新陣容は下記の通り、それぞれ就任した。

| | |
|----------------|------------|
| 取締役社長（代表取締役） | 浅井二郎氏 |
| 取締役副社長（代表取締役） | 和氣正夫氏 |
| 専務取締役（代表取締役） | 角田昇氏（前取締役） |
| 常務取締役（スタンプ担当） | 竹崎知美氏 |
| 常務取締役（業務・経理担当） | 慶田勇吉氏 |
| 常務取締役（名古屋支社長） | 依田寿夫氏 |

| | |
|------------------|-----------|
| 常務取締役（流通企画室担当） | 田川博達氏 |
| 取締役（本社・商品管理部長） | 武衛穰介氏 |
| 取締役（名古屋支社販売第二部長） | 黒田起生氏 |
| 取締役（名古屋支社査業室長） | 山田骏市氏 |
| 取締役（名古屋支社経理部長） | 飯塚武則氏 |
| 取締役（横丹羽北洋出向） | 加藤栄一郎氏 |
| 取締役（東京支社長） | 広田正氏 |
| 取締役 | 野田喜三郎氏 |
| 取締役 | 平山栄男氏（新任） |
| 監査役 | 井上正雄氏（新任） |
| 監査役 | 緒方季三郎氏 |

なお、今回任期満了により退任した前取締役会長高橋譽氏は相談役に、前監査役福田寛人氏は嘱託にそれぞれ就任した。

〔会社合併〕

※ 明治商事㈱と明治製菓㈱とは本格的な国際経済への移行に伴い、経営意思と体制の一元化をはかるため、4月1日付で両社が合併し、新しい「明治製菓株式会社」として発足した。

役員は下記の通り。

| | |
|-------------------------------|-------|
| 取締役会長（代表取締役） | 高杉秀吉氏 |
| 取締役社長（代表取締役） | 中川赳氏 |
| 専務取締役（人事労働・ 人材開発・ 経理担当） | 方山正夫氏 |

| | |
|----------------------|-------|
| 専務取締役(企画・監査・広報・総務担当) | 山下英一氏 |
| 常務取締役(食料研究所担当) | 小池俊介氏 |
| 常務取締役(購買担当) | 頭川定蔵氏 |
| 常務取締役(工務担当) | 吉野順氏 |
| 常務取締役(食料生産本部長) | 吉村一郎氏 |
| 常務取締役(㈱明商専務取締役) | 山本保夫氏 |
| 常務取締役(計数担当) | 松本行弘氏 |
| 常務取締役(食料営業本部長) | 宮下栄一氏 |
| 常務取締役(薬品営業本部長) | 奥田定則氏 |
| 常務取締役(人事勤労副担当) | 川端六郎氏 |
| 取締役(明治パン㈱取締役社長) | 高橋操氏 |
| 取締役(鶴見造機㈱取締役社長) | 関屋憲一氏 |
| 取締役(足柄工場長) | 大場徹敏氏 |
| 取締役(中央研究所担当) | 小川洋氏 |
| 取締役(研究開発本部長) | 岡田裕氏 |
| 取締役(大阪工場長) | 竹松明徳氏 |
| 取締役(東海工場長) | 志田千春氏 |
| 取締役(川崎工場長) | 初音進一氏 |
| 取締役(企画室長・広報室長) | 橋本俊彦氏 |
| 取締役(薬品生産本部長) | 石野良房氏 |
| 取締役(食料営業副本部長) | 佐藤一夫氏 |
| 取締役(明治製菓リテイル㈱専務取締役) | 三好信彦氏 |
| 取締役(総務部長) | 湯田芳一氏 |
| 取締役(菓子営業部長) | 大沼孝男氏 |
| 監査役 | 藤野圭三氏 |
| 監査役 | 東栄進氏 |

監 査 役

高 島 友 吉 氏

〔機構改革、人事異動〕

※ 株 佐藤商店(本社 郡山市字中町2~7 社長 佐藤伝吉氏)ではこのほど、機構改革を行ない従来の営業第一部、第二部を統合商品部と改称酒田営業所を酒田支店に昇格、さらに東京支店を商品部管轄の東京事務とし、これに伴い下記の通り人事異動を行なつた。

| | |
|-------------|--------------------|
| 商 品 部 長 | 宗 形 清 氏(前郡山支店長) |
| コンピュータ室 長 | 伊 藤 宏 氏(前営業第二部次長) |
| 郡 山 支 店 長 | 熊 坂 昭太郎 氏(前山形支店長) |
| 福 島 支 店 長 | 一 重 善 平 氏(前東京支店長) |
| 山 形 支 店 長 | 高 田 藤 久 氏(前福島支店長) |
| 酒 田 支 店 長 | 近 藤 昭 男 氏(前青森支店次長) |
| 秋 田 支 店 長 | 立 田 充 氏(前盛岡支店次長) |
| 東 京 事 務 所 長 | 中 村 徳 藏 氏(新 任) |

〔新社屋完成〕

※ 東峰産業(株)(代表取締役 藤崎定氏)ではかねてから新本社社屋を建設していたが、このほど完成し4月3日下記住所に移転し業務を開始する。

新住所 神戸市東灘区深江浜町85番地
電 話 神戸(078)452-0841(代)

〔事務所移転〕

※ 三菱商事(株)の食料部門各部が、下記の通り三菱商事ビル別館(丸ビル皇居側)に移転した。

別館ビル 2.階：食品マーケティング部、食品第一部、食品第二部、食料管理部、穀物油脂部、飼料畜産部

別館ビル 6 階：食料本部、食料開発部、砂糖部

新 住 所 東京都千代田区丸の内2丁目3番1号

加入電信 16222-2071

アンサーバック M S K T O K J

[電話局番変更]

※ 新生商事(株)の電話局番が3月12日より下記の通り変更した。

新番号(098) 531-3151番(代表)

新生商事 株式会社本部

802 北九州市小倉区浅野2丁目9番8号

新番号(098) 561-7161番(代表)

新生商事(株)北九州支店

803 北九州市小倉区西港町91番1号

新番号(0975) 43-9000番(代表)

新生商事(株)大分支店

870 大分市東大道町1丁目6番9号

事務局報知

※ 統一伝票普及説明会を下記により実施した。

事務合理化のため統一伝票普及説明会

日 時 昭和47年3月10日 13:30～15:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

説明内容

1. 流通システム化施策と伝票統一化について
2. 取引用統一伝票の規定（帳票管理を含む）について
3. 統一伝票の設計の方法について
4. 事務機械化と取引統一伝票について
5. 取引用統一伝票のメリットについて
6. そ の 他
7. 質 疑 応 答

説明者

○武術護介氏 北洋商事㈱取締役・商品管理部長（日本商工会議所委嘱・統一伝票普及指導員）

○太田 潔氏 松下鈴木㈱東京支店管理部経理課長（日本商工会議所委嘱・統一伝票普及指導員）

主 催 全国缶詰問屋協会

協 力 (社) 日本缶詰協会

※ 「中小企業庁の標準システム化開発計画」説明会について

3月24日蔬菜部会終了後、中小企業庁指導部指導課長補佐中谷道達氏、同課担当官内藤博光氏の2事務官による「標準システム化開発計画」についての説明会があり全缶協としてこの計画に参加するようとの要請であつたが内部的に検討する時間的余裕もないため、一応見送ることになつた。

